# 令和6年第4回豊後高田市議会定例会会議録(第2号)

#### 〇議事日程〔第2号〕

令和6年12月9日(月曜日)午前10時0分 開議 ※開議宣告

日程第1 第50号議案から第65号議案まで及び第 6号報告並びに報第9号

質疑

委員会付託

〔ただし、報第9号を除く。〕

良

#### 〇本日の会議に付した事件

1 番

議事日程に同じ

#### 〇出席議員(16名)

2 番 在 永 恵 3 番 於久弘治 毛利洋子 4 番 5 中尾 觔 6 番 井ノ口 憲 治 7 阿部輝之 番 8 番 土谷信也 9 番 成重博文 10 番 松本博彰 河 野 徳 久 11 番 12 番 安東正洋 13 番 北崎安行 14 番 河野正春 15 番 菅 健 雄 大 石 忠 昭

野崎

#### 〇欠席議員(0名)

16 番

### ○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 大塚栄彦 近藤浩二 次長兼議事係長 黒 田 祐 子 総括主幹兼庶務係長 清 水 栄 二 主

## ○説明のため議場に出席した者の職氏名

長 市 佐々木 敏 夫 副 市 長 安田祐一 飯沼憲一 市参事兼総務課長 丸山野 幸 政 市参事兼企画情報課長

市参事兼社会福祉課長 田染定利 市参事兼商工観光課長 河 野 真 一 市参事兼消防長 友 久 優 財政課長 伊藤昭 弘 地域活力創造課長 小 野 政 文 税務課長 瀬々信吉 市民課長 黒 田 敏 信 保険年金課長 佐々木 真 治 子育て支援課長 水江和徳 健康推進課長 近藤 直樹

人権啓発・部落差別解消推進課長

後藤史明 環境課長 塩 﨑 康 弘 農業振興課長 川口達也 耕地林業課長 阿部博 幸 農業地域支援室長 首 藤 賢 司 建設課長 馬場政年 都市建築課長 近藤保博 上下水道課長 遠江正美

地域総務二課長兼水産・地域産業課長

船木靖

会計管理者兼会計課長 山田英彦

選挙管理委員会・監査委員事務局長

藤重深雪

農業委員会事務局長 田中良久

教育委員会

教 育 長 潔

教育総務課長兼地域総務一課長

植田克己

文化財室長 河 野 典 之 学校教育課長 河 野 政 文

総務課 課長補佐兼総務法規係長

矢 野 裕 治

齋 藤 恭 子 主幹兼秘書係長

O議長(安東正洋君) 皆さん、おはようございま

これより本日の会議を開きます。

議員各位にお知らせします。

12月5日付で市長から、第50号議案、令和6年度 豊後高田市一般会計補正予算(第7号)に関する歳 入歳出補正予算事項別明細書の訂正依頼がありまし たので、ご了承願います。

〇議長(安東正洋君) 日程第1、第50号議案から 第65号議案まで及び第6号報告並びに報第9号を一 括議題といたします。

初めに、議員各位にお知らせします。

質疑及び質問に関連して、2番、在永 恵君、3 番、於久弘治君及び16番、大石忠昭君から資料要求 があり、市長に提出依頼をしたところ、お手元にお 配りのとおり提出がありましたので、ご了承願いま す。

議案質疑通告表の順序により、2番、在永 恵君 の発言を許します。

2番、在永 恵君。

**O2番(在永 恵君)** 皆さん、おはようございます。議席番号2番、在永 恵でございます。

議案質疑にのっとって質疑をさせていただきます。

1番、第50号議案についてであります。

1番、中学校教育振興事業費201万9,000円の積算 根拠及び具体的予算の内容を示してください。

続きまして、2に入る前に、9月議会の一般質問において、市内唯一の県立高田高等学校に対し、様々な魅力化向上の取組として、希望する生徒に対する昼食無料提供については、賛成の立場で質問をさせていただきました。その際、手法として弁当方式による給食の提供とありました。しかし、今回、提案は給食方式の予算になっています。市長の提案理由説明において、給食により効率的に昼食を提供できるんではないかと思われてと言われました。そのことを踏まえ、以下の質疑をいたします。

2番、地域教育魅力化推進事業費(高田高校給食 提供事業)1,166万1,000円についてであります。

ア、具体的事業内容を示してください。

イ、消耗品費、修繕料、委託料、備品購入費の内容を示してください。

ウ、今後のスケジュールはどのように考えていま すか。

引き続き3番、災害復旧事業分13億172万7,000円 のうち、現年発生の農林水産施設補助災害復旧事業 費6億3,300万円において、唯一、その他として64 万2,000円が計上されていますが、具体的内容を示し てください。

以上です。

○議長(安東正洋君) 学校教育課長、河野政文君。 ○学校教育課長(河野政文君) 第50号議案、令和 6年度豊後高田市一般会計補正予算(第7号)の学 校教育課が所管する部分についてご質疑にお答えい たします。

まず、1点目の中学校教育振興事業費についてですが、この補助金は中学校の部活動の振興を図るために、運動部及び文化部が全国大会・九州大会に出場するときに、交通費、宿泊費など実費に係る経費の8割を市から補助として支出するものであります。

今年度、これまでに支出した補助金が225万4,000 円でございます。その内訳としては、高田中学校陸 上部の九州大会・全国大会、戴星学園柔道部の九州 大会・全国大会、高田中学校空手部の九州大会の出 場でございます。

今回、高田中学校陸上部が大分県中学校駅伝競走 大会において、男女ともに優勝を果たし、全国大会 と九州大会の出場を決めました。九州大会には、引 率者を含めて20名が2泊3日で貸切りバスにて熊本 県天草市での大会に出場しました。また、全国大会 には19名が3泊4日でJRにて滋賀県野洲市での大 会に出場します。これら補助金を276万5,000円見込 んでいます。

これまでに支出した補助金と今後の補助金を合わせて501万9,000円になります。当初予算に300万円を計上していますので、差引き201万9,000円の不足を増額するものであります。

次に、2点目の地域教育魅力化推進事業(高田高校給食提供事業)についてお答えいたします。

まず、具体的事業内容についてですが、さきの9月議会でお答えしましたように、当初、給食センターを活用し、昼食を提供するように考えておりましたが、主管課である大分県教育委員会との協議の中で、昼食提供時の事故や教職員の関わり方などの課題があることから、まずは弁当方式でスタートしたいとの考えでありました。その後、度重なる関係機関との協議の中で、課題解決のめどが立ちましたので、議員からもご提案いただき、市長の提案理由でもご説明いたしましたように、安全で安く、栄養バランスの取れた給食センターを活用した昼食を提供するため、あらかじめ準備が必要となる備品、初期投資経費1,166万1,000円を計上するものであります。

次に、予算の内容についてですが、消耗品費につきましては、金額は211万3,000円で、昼食時に生徒が使用する茶わんや皿、箸などの食器類を、高田高校生は379名ですが、予備も含めて400セット、配膳時に必要となるトングやしゃもじなどをクラス数の12セット、その購入に係る経費を計上しています。

修繕料につきましては、金額は65万8,000円で、調

理に必要なスチームコンベクションオーブンの修繕 に係る経費を計上しております。

委託料につきましては、金額は60万円で、給食配 送車により搬入するために通行の支障となる電線の 移設やコンテナ搬入のために必要となる段差解消の ためのスロープ設置に係る経費を計上しています。

備品購入費につきましては、金額は829万円で、食数が増えることから給食センターの作業効率を上げるために、野菜の水切りを行う遠心分離式脱水器を1台増設、配送用コンテナを5台、ご飯やおかずなどを入れる食缶、食器や箸などを入れる籠、クラス数の12セット、そして、高校で提供する際は、給食当番制を想定しておりますので、配膳用のテーブルを各クラス2台ずつ24台の経費を計上しております。

今後のスケジュールといたしましては、議決をいただきました後、速やかに発注を行ってまいります。なお、今回の補正で計上していない予算については、食数増加に伴う食材費や委託先への人件費などを想定しておりまして、3月議会の当初予算をご提案させていただきます。

また、昼食の提供に係る具体的なやり方などの詳細につきましては、県教育委員会や高田高等学校などの関係機関との協議をさらに進め、また、現場の声等を生かしながら、4月からの提供に向け、準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長(安東正洋君) 耕地林業課長、阿部博幸君。 ○耕地林業課長(阿部博幸君) それでは、在永議 員の第50号議案のうち、現年発生農林水産施設災害 復旧事業費についてのご質疑にお答えします。

議員ご質疑のその他財源については、農地を補助 災害復旧事業により復旧する際に、受益者より徴収 する分担金となります。市の農地災害復旧事業分担 金徴収条例により、国、県の補助金額を除いたもの に15%の額を徴収することになっていますので、事 業費6億3,300万円のうち、農地分8,560万円に対し て、試算での補助率95%を除いた残額428万円の15% の額64万2,000円を分担金として計上しております。 以上でございます。

〇議長(安東正洋君) 在永 恵君。

**〇2番(在永 恵君)** では、再質疑をさせていた だきます。では、1番についてであります。

全国大会、九州大会へと出場するときに、交通費、 宿泊費などの実費に係る経費の8割を市から補助し ていると答弁の中でありましたが、8割といったら かなりの額助かると思うんですが、全体額が大きく なれば2割という金額は、多いのではないかなというふうに思いました。その2割は、この金額はどのように考えたらいいのでしょうか。

〇議長(安東正洋君) 学校教育課長、河野政文君。

**〇学校教育課長(河野政文君)** 在永議員の中学校 教育振興事業費についてお答えいたします。

残りの2割につきましては、部活動費や受益者負担で行っております。

以上でございます。

〇議長(安東正洋君) 在永 恵君。

〇2番(在永 恵君) 分かりました。

本当に、今回は中学校の生徒がすばらしい成果がでてるかと思います。市報等でよく見かけましたが、指導者の努力、生徒たちの頑張りにですね、エールを送りたいと思います。また、全国大会が間もなく始まるということで聞いております。緊張せずに日々の練習量に自信を持って、伸び伸びと活躍してほしいと思っています。歓喜の渦を起こすことを望んでおります。

では、2番のイについて再質疑させていただきます。

消耗品費211万3,000円とありますが、単純に400 人で割ると5,000円程度になるのですが、そういう考 えでいいのでしょうか。

また、修繕料65万8,000円、確認のためなんですが、 修理代ということでいいんですよね。それに、スチームコンベクションオーブンは何台程度、今、現状に あるのでしょうか。

〇議長(安東正洋君) 学校教育課長、河野政文君。

〇学校教育課長(河野政文君) それでは、地域教育魅力化推進事業費(高田高校給食提供事業)について質疑にお答えいたします。

211万3,000円の内訳を申し上げます。

予備費を含めて、生徒数の400セット、必要となるものの単価ですが、トレイ、お盆が1,056円、ご飯用、おかず用、あえ物用の皿3つの合計が3,784円、箸やスプーンが385円、これらを合わせて5,225円、5,225円を400セットと掛け算しますと、209万円となります

クラス数の12セット、必要なものの単価ですが、配膳用トングやしゃもじなど1セットが約1,900円です。1,900円掛ける12セットで約2万3,000円となります。

先ほどの食器類400セット分と配膳用トングなどの 12セット分を足し合わせると、209万プラス2万3,000 円で211万3,000円となります。また、購入に当たっては少しでも安くなるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、修繕料のご質疑にお答えします。

スチームコンベクションオーブンは購入すると約500万円の経費がかかります。今回は修繕で対応していきますので、そのようにしたいと考えております。また、修繕に当たっては少しでも安くなるよう努力していきたいと考えています。スチームコンベクションオーブンは給食センター内に6台あります。そのうち1台が故障しており、現在の食数では5台で対応してきましたが、増加する食数に対応するために1台を修理するものでございます。

以上でございます。

〇議長(安東正洋君) 在永 恵君。

**〇2番(在永 恵君)** よく分かりました。ありが とうございます。

では、3番の災害復旧事業の規模を見ますと、今 回の災害の大きさを改めて感じております。多大な 被害に対し、人的被害がなかったことに本当に感謝 申し上げます。被害にあった方々にもお見舞い申し 上げますが、その中で再質疑として、現年発生農林 水産施設補助災害復旧事業費の内訳を見ますと、農 地が42件、農業用施設が72件とあります。大まかな 地区、地域で構いませんので、このような災害が発 生する可能性は大と思う観点から教えていただけれ ばなと思います。災害に備えてという観点からも質 疑したいと思います。

○議長(安東正洋君) 耕地林業課長、阿部博幸君。 ○耕地林業課長(阿部博幸君) それでは在永市議 の再質疑にお答えします。

地域での被害件数は農地、農業施設合わせてですが、主に都甲地区で43件、小田原より田染方面で36件、上香々地、夷地区で13件と、山間部の河川沿いでの被害が多く発生しているようになっています。あと小さい数字があるんですけれども、省略させてもらいます。

以上です。

〇議長(安東正洋君) 在永 恵君。

**〇2番(在永 恵君)** 地域を教えていただいたので、より注意が必要だなという地区もあるかと思いますので、今まで以上に気をつけていただければなと思います。

では、議案質疑の2番に入らさせていただきます。 2番、おおいた広域窓口サービス事業の委託の廃 止ということでありますが、年間の実績はどの程 度でしょうか。またその際、利便性は低下しませ んか。

以上です。

**〇議長(安東正洋君)** 市民課長、黒田敏信君。

**〇市民課長(黒田敏信君)** それでは、第54号議案、 おおいた広域窓口サービス事務の委託の廃止に関す る協議についてのご質疑にお答えをいたします。

この制度は、姫島村を除く県内の市町が、相互に 各種証明書の交付等に係る事務を委託することで、 住民登録地や本籍地の市町に行かなくても、勤務地 などの役所で証明書の交付を受けることができるサー ビスでございます。

このサービスの年間実績でありますが、令和3年度が826件、令和4年度が901件、令和5年度が910件となっております。

この委託の廃止につきましては、戸籍法の改正で本年3月から全国の市町村で戸籍証明書等の広域交付が開始され、申請できる市町村の範囲が、県内の市町から全国に拡大したことなどで、市町と協議を重ねた結果、令和8年3月末日をもって相互委託を廃止し、サービスを終了する方針となったところでございます。

この廃止を行うことで、交付件数の割合が比較的 少ない戸籍抄本など、一部の証明書の交付ができな くなりますが、今後、オンライン申請等の導入を検 討するなど、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇議長(安東正洋君) 在永 恵君。

**O2番**(在永 恵君) 再質疑ではございません。 相互委託が廃止ということで今回はもう廃止という ことだと思います。ただ、オンライン申請というこ とで、なかなかですね、高齢者などが扱いが大変か かろうかと思いますが、簡素化、利便性を考えると 仕方がないかなというふうに思います。

では、以上をもって議案質疑を終わります。

〇議長(安東正洋君) 質疑を続けます。

16番、大石忠昭君の発言を許します。

16番、大石忠昭君。

**O16番(大石忠昭君)** 皆さん、おはようございます。日本共産党の大石忠昭です。

質疑通告に基づきまして、議案質疑をしたいと思います。項目が多いので、なるべく要領よく質疑をしたいと思いますので、簡潔にですね、市民に分かるように答弁をしてもらいたいと思います。

最初は、第50号議案、一般会計の補正予算です。 今回は24億円を超える大きな金額ですけれども、 そのうちで13項目について質疑をいたします。

最初は、先ほど在永議員からありました農地災害 の分担金についてであります。

この分担金については、まず佐々木市長に私は評価をいたします。と言いますのはですね、永松市長時代はずっと農地災害について激甚地指定を受けても、国からの補助金を除く額のうちに、農地については農家の方が6割の負担、市は4割の負担でした。私は大分県中を調べて議論しまして、こんなに6割も負担をしているのは豊後高田と日田だけでした。これを安うしよということでですね、今から5年前から、当時、佐々木市長は、私は9月議会に問題したんですけれども、4月に遡ってですね、もう15%にすると。今までの農家負担の4分の1に軽減することができました。その辺を評価しております。その上に立っての質疑なんですけれども、また、後のところで問題にしますけどね、さらに私、勉強しておりますんで。

それでですね、この農地災害で一番農家が苦労しているのは、大分県では、耶馬渓、山国ですね、いわゆる中津市ですね、同じ農地が3年続けて被害に遭うと。農家負担が大変な問題でね、中津の共産党議員などは農林水産省に何度も交渉して、農家負担の軽減で頑張っているんですけれどもね。

私はここで聞きたい問題は、豊後高田の場合、今度のこの農地災害についてですね、これは40万円以上のものなんですけれども、何件あってですね、一番大きい被害が幾ら、小さい被害が幾らと、その中でですね、もう高田の場合15%の負担金になりましたけれども、それでも負担が重いからもう工事はしないというような災害箇所があるのかどうか、それだけです。1番がね。

2番目は、災害復旧債についてであります。

これはですね、財政課長から本当に分かりやすい 資料を出していただきましてありがとうございます。 ただ、この中のですね、一覧表をもらっていますが、 皆さんももらっているんですけれども、農地災害の 分で起債をしまして、起債で今度は次の地方交付税 で補充されますが、そういうのを計算しましたら、 実際にこれだけの事業、5億円を超える災害復旧工 事をやるんだけれども、市の一般財源の負担が幾ら になるかということでいいです。

それから、下から2段目にあります指定文化財の

災害復旧工事ですね。

これは国からの補助金はゼロなんですけれども、 起債が利きましてやるんですけれども、この起債の 充当額、あるいは後の一般交付税に返ってくる額が 違うと思うのでね、こうなりますよということをほ んの簡単でいいですから、説明してもらいたいと思 います。

次が、園芸作物の価格保証制度についてです。

毎回こういう形で、市も農業団体も関係農家も負担を出し合って、制度を維持していきたいんですが、市がこれだけ負担をするが、実際にこの3品目の野菜を栽培している農家については、価格が下落したときに保証金をもらってですね、市がこれだけの負担をするがたあると。農家についてはこんだけの保証があるんだというちょっと説明をしてもらいたい。

4番目が、災害を未然に防ごうということで、今回は大平地区の林道の改修工事をやることになりましたが、これについてもですね、一言で言うたらどんな工事で、私はこういう――同じ場所が何か所もあるようなのでね、これについて、地元負担がないというふうに確認したいんだけれども、実際にこういう工事をするのに財政負担がどれくらいで済むものなのかね。それを説明してください。

次は、高田高校の生徒に対する給食無償化の問題 で4点通告を出しておりましたけれども、市長の提 案理由説明や在永議員の先ほどの議論を聞いて、お おむね分かりますけども、できたらですね、私はも う前回の議会の時でもね、早く発表し過ぎたんじゃ ないかとね、煮詰まってないのに。前回の答弁では、 市長が5月に発表したんですね、一番最初は。5月 の記者会見でやったんですが、その時は給食と出し てですね、今度は9月の議会では弁当方式、今度は また給食になったんですけども、それは私はね、やっ ぱり一番大事なのは、生徒や保護者や学校の意見が 大事と思うんですね。それがくるくる変わるという のはね、市民も新聞記事を見まして、いろいろな話 題になったんですけどね、私は給食方式が悪いと言っ ているんじゃないんですよ。なぜ、くるくる変わる かというね、今後の問題があるからね。やっぱ主人 公は生徒であり保護者、学校だと思うんですけれど も、今回いろいろな協議をしてきたけれどもね、本 当に生徒の意見や保護者の意見、学校の意見が十分 反映されるような協議になっておったかどうかとい うことを聞きたいんです。今後に生かしてもらいた いからね。

それからね、一番最初に新聞で発表したときには、 高田高校は400人と発表したんですが、実際は三百何 人ですわね。今度いろいろな食材の器具購入するん だけども、400人にするということだけども、聞きた いのはね、何度も市長も述べているように、希望者 だけとなっておるんですよね。希望者だけというの はどういう意味を指すのか。その結果ですね、実際 には幾ら給食を作る考えなのかね。給食を作るほう が、私は経費的にはいわゆる弁当を購入する方式よ りも、生徒にとっても栄養バランスとかいろいろな 面から見ても、弁当と給食と言ったら給食のほうが いいと、私は思うんですけどね。その辺を比べてみ て、財政面から見てね、どうかというような計算も 既にできちょると思うんだけど、そういう形でこう いうように、修繕とか器具を購入することになった と思うんですけど、その辺を説明してもらいたい。 もう簡単でいいです。後の給食はもうそれで終わり ますよ。

次は、9番目の農林水産の復旧工事についてであります。

これについてはですね、工事費が約6億3,300万円 になりますね。最近にない農林水産関係の災害が起 きまして、しかし、佐々木市長に代わりましてから、 先ほどは、私は農地のことを話しましたけども、今 度の事業の中で農地についてはね、15%の負担、60% が15%の負担に軽くなりまして、本当によかったん です。あとのですね、水路とか井堰とか農道につき ましてはね、永松市長時代については国からの補助 金残の5割だったんですよ。これも大変なことなん です。ところが佐々木市長は、2020年の12月議会だっ たと思いますね、私が問題にした後だから、それを 4月に遡ってね、予算的には地元から5割の負担の 予算だったんですけども、もうゼロにしようと。大 分県の中でですね、こういう農業施設についてゼロ にするのは、やっぱり佐々木市長ね、英断を下して もらいまして、ありがたいんですよ。

それで今日の質疑はですね、評価する問題ですよ。 今日の質疑は、私は中小土建業者の問題でね、なかなか仕事が、公共工事が少なかったんですけど、今 回この農業災害と同時に道路や河川など公共災害がありますからね、仕事が増えてよかったと思うんですけども、本当にですね、どの業者にも目配りをしていただいて、どの業者も災害復旧工事を受注できて、仕事ができるようになってもらったらいいなと思うんです。そういう方法を取るためには、これま では何件かまとめる、あるいはばらにするとかいろいろあったけどね、私どうしよというんじゃないけども、地元業者を優先的に育成するという観点からも、この公共工事を生かしてもらいたいと、地元を優先にしてもらいたいということね。それで、同時に受益者にとっては、一日も早く災害復旧工事は完成してもらいたいと思うんですけども、完成についてもそういう努力をしていくんだという答弁をいただければもう結構です。

次が、10番の林道の問題ですね。

林道もやっぱり今回の道路は、天念寺から屋山の 長安寺の下を通って並石ダムの下まで行く道路ね。 これはただ林道と言いますけれども、やっぱり幹線 道路でありますし、観光用の道路でありますんでね。 もう秋を迎えましたけども、やっぱり紅葉を楽しみ に長安寺に訪れる観光客が多いんですよ。今、バス が通れない、通行止めになっているんですけども、 これを早くやってもらいたいんですけど、いつ頃ま でにはね、この幹線道路が完成するのか。あと2本 の路線についても同じですけども、完成時期につい て、完成時期だけの答弁で結構です。

次は、現年度発注の公共工事についても、もう同 じ趣旨ですから答弁要りません。それはね。

次は、12番の文化財のことですが、これは、夷谷 にあります市が指定している市の文化財、戎子橋で すね。いわゆる太鼓橋――非常に私も石橋が好きで、 大分県中を回っておりますけれどもね、残念ながら、 今度の台風10号の大雨によって、一部が流されまし たが、よかったのは太鼓の部分だけがそのまま残っ たからね、本当によかったと思っておりましてね。 教育長にも当時お会いしまして、何とかこれは災害 復旧工事で国の補助金がないんだけどもね、文化財 として、しかも中山仙境などね、史跡に指定されま して、やっぱりこれからこの国東の独特な観光資源 を生かしてですね、観光客を増やしてもらいたいん でね、石橋についても復旧して保存してもらいたい ということで、教育長にも要請しまして、教育長も ね、そういう趣旨で取り組んでくれるということに なりまして、今回は国からの補助金ないんだけども、 起債事業で実施できるようになってよかったと思う んです。しかし、私はですね、本当に市民の立場に 立てば、復旧保存をしてもらいたいと同時に経費が ね、なるべく市の財源が少なかったらいいなと思っ ておるんだけど、国からの補助金がない、起債でい くんだけどね、1,000万円も超えるというもんだから

ね、ちょっとあれは丸々造ったら大変なほどの費用がかかる、昔の人はよく頑張ったものだと思うんですけどね、1,000万円のこの基礎になるのはね、なんかこう建設課なりで設計単価に基づいてやったものなのか、特別な業者に頼んで見積りをしたことなのかね、1,000万円の根拠について示してもらいたいし、発注するのは何社で入札するのか、入札結果では1,000万円以下になると思うんだけどね、なるべく、私は安上がりでしようということを言っているんじゃないんですよ、ちゃんと復旧して保存をしてほしいんだけどね、補助金がないだけに経費をなるべく安く抑えてもらいたいのでね、入札についてもね、業者選考については努力をしてもらいたいと思いますが、その辺はどうなのか。

最後は、公債費繰上償還の問題についてであります。

これはですね、倉田市長時代なんですけども、私 が議会の総務委員長を務めておるときにですね、や はり特に縁故債で大分銀行から借りている利息が高 くてね、私たちが実際に貸している金は利息安いの に、この差額がこんなにあるということで問題にし まして、やっぱり全国調査しよということで私なり にいろいろ調べてみて、総務委員会の視察であると ころに行きましてね、そこから学んできてやること が契機になって始まったんですけども、当時の新聞 記事を読みましたら、繰上償還でですね、当時の金 額でも4,500万円の償還金、いわゆる利息分を節約す ることができたんですよ、はい。話題になりました けどね。これが初めてでした。佐々木市長になりま しても続けておりますが、今は利息そのものは安い んですけども、それでも高い利息のものは、貸して いるよりも借りているほうが高いんだから、その辺 を繰上償還を私は捉えてきましたけどね。今回も伊 藤財政課長のご配慮によって、これだけの実際に基 金を使って、繰上償還することになりました。これ によってね、市民に分かるように、あなたの努力は 大きいと思います。それによって実際は、利息分だ け、これだけ助かることになるんだという説明だけ でいいです。

以上です。

**〇議長(安東正洋君)** 耕地林業課長、阿部博幸君。

○耕地林業課長(阿部博幸君) それでは、大石議員の第50号議案のうち、1、歳入、災害復旧事業費分担金についてのご質疑にお答えします。

分担金の内容につきましては、在永議員にもご答

弁申し上げたとおりであります。農地災害42件の申請がありまして、申請どおりの査定を計画しております。農地災害単体での一番査定額の低いのは畑で73万1,000円でございます。これは農地単体です。一番高いのは856万3,000円で田んぼ、加礼川のほうにあり、これは、2か所が1か所ということで設計しております。

続きまして、4番、林道大平線整備事業について のご質疑にお答えします。

整備内容ですけども、路面が経年劣化により洗掘 されており、路面整備及び横断溝を設置することに より、路面排水を抑制し、路面の洗掘を予防するも のです。

続きまして、9番、現年発生農林水産施設補助災 害復旧事業についてのご質疑にお答えします。

今回の災害につきましては、市内において災害規模も大きいことから、年明けより県土木をはじめ多くの発注案件があると見込まれます。農地等の災害においても件数が多いことから、事業者が応札しやすいように、地区や工種でまとめるなどして対応し、できるだけ多くの市内業者にご協力をいただき、早期の災害復旧に努めてまいりたいと考えております。

最後に、10番、現年発生農林水産施設補助災害復 旧事業(林道)についてのご質疑についてお答えし ます。

林道災害につきましては、天念寺屋山線2か所、 猪群線1か所、山ノ神・長小野線2か所を実施予定 です。査定も終了しておりますので、議決後、速や かに発注し、早期完成を目指したいと考えておりま す

以上でございます。

〇議長(安東正洋君) 財政課長、伊藤昭弘君。 〇財政課長(伊藤昭弘君) それでは、私から、まず歳入予算のうち、災害復旧債についてお答えいた

します。

提出させていただいた資料に、算出の根拠をお示ししておりますけれども、交付税措置には大きく2とおりございます。歳入予算の名称の末尾を補助災害復旧事業債としているものにつきましては、後年度に返済いたします元利償還金の95%が普通交付税で措置をされます。また、歳入予算の名称の末尾を単独災害復旧事業債としているもの、公共土木施設単独災害復旧事業債が当たりますが、原則として元利償還金の47.5%が普通交付税で措置されることとなっております。

この率で市の実質的な負担額を試算いたしますと、 先ほど議員の申された農林水産施設補助災害復旧事業のうち、農地分ですね、農地分につきましては、 先ほどの補助災害復旧事業でございますので、地方 債の額が360万円。これの5%が市の負担となります ので、これが18万円になります。これに残りの一般 財源が3万8,000円ございますので、これを足して21 万8,000円となり、事業費が8,560万円でございます ので、これに対して約0.3%程度になろうかと思います。

同様に、文化財施設の災害復旧事業につきましては、単独災害復旧事業になりますので、地方債1,050万円の52.5%が市の負担で、551万2,500円となります。これに残りの一般財源3万3,000円を足して、554万5,500円となろうかと思いますけれども、事業費が1,053万3,000円でございますので、これに対して約52.6%ということになろうかと思います。

以上でございます。

続きまして、公債費の元金償還費についてお答え をいたします。

本年度における任意の繰上償還予定額は、当初予算で計上済みでございます1,530万円と、今回補正計上している7億4,629万5,000円を合計した7億6,159万5,000円でございます。

これらについて令和6年度末時点の未償還元金残高を一括償還することで、将来、支払いが予定されていた利子として6,173万円が軽減されることとなります。なお、繰上償還する7本のうち4本については、利子損失に対する保証金として合計で233万8,000円程度が必要と見込まれておりまして、これを差し引いた実質的な負担軽減額は5,939万2,000円と見込んでおるところでございます。

以上でございます。

〇議長(安東正洋君) 農業振興課長、川口達也君。 〇農業振興課長(川口達也君) それでは、第50号 議案のうち、指定園芸品目価格安定対策事業費につ いてお答えします。

本事業は、国や県からの産地指定を受けた白ネギ等について市場価格の下落が生じた際に、保証基準単価と市場平均単価との価格差を補給交付金として生産者へ交付し、経営と供給の安定化を図るため、国・県や市、農業団体及び生産者がそれぞれ資金を拠出し基金として積立てを行っております。

今回、この基金積立に係る本市の負担額が384万円と確定したため同金額を補正するものです。なお、

本市の補給交付金の交付状況ですが、昨年度、令和5年度ですけれども、白ネギについて58農家、交付金額で2,127万5,000円。その他の品目については交付実績はなしとなっております。

○議長(安東正洋君) 学校教育課長、河野政文君。 ○学校教育課長(河野政文君) それでは、学校教育課に関わります大石議員のご質疑にお答えしたい と思います。

生徒、保護者の意見が反映されているのかという 最初の部分でございます。

まず、そこの部分につきましては、先ほど申し上げましたとおり、給食提供時の事故、そして教職員の関わり方など県教委とも協議をしておりますし、その中で弁当方式という流れの中で進んでまいりました。その部分に合わせてこれまで県の教育委員会、そして学校側の意見、そして校長の検食等々をどうしようかということの話の流れの中で、給食方式ということで進めさせていただいているところであります。

2番目の希望者だけとなっているが、何食作ろうとしているのかという部分でございます。

人数については、今後、入学者の予想も含め、対 応するための予算を計上しております。

もう一つ、給食方式にした場合の財政的な部分で ございます。弁当方式よりも給食方式のほうが安く なります。なるべく今後も安くなるように努力して まいります。

以上でございます。

〇議長(安東正洋君) 文化財室長、河野典之君。 〇文化財室長(河野典之君) 議案第50号のうち、 文化財施設災害復旧事業費についてお答えします。

今回被災し復旧する戎子橋につきましては、文化 財としての価値を損なわないよう専門的な知見を 持って工事を実施する必要がございます。

また、石橋は接着剤や金具を使わず、石を隙間なく積み上げ、力学的なバランスで成り立っており、 繊細な作業をしなければならないことから、非常に 専門的な技術を要する工事となりますので、他の一 般的な橋の修復と比較しますと、どうしても工事単 価は高くなります。ただし、今後入札等で工事金額 が下がる可能性はございます。

以上でございます。

〇議長(安東正洋君) 大石忠昭君。

**○16番(大石忠昭君)** 資料を読ませてもらいましたし、今の答弁を聞きまして、おおむね分かります

のでね、実は、ちょうど今、30分たちましたんでね。 再質疑は若干したいと思う。1個1個でいかないか んからですね。

林道の復旧工事でね、私、屋山の長安寺の話もしましたけども、もう、今、通行止めになっておりますんでね、このバイパス道路についても、予算が議決したら早期発注も当然のことなんだけど、完成をいつに目指すかというのをちょっと明らかにしてもらえませんか。

○議長(安東正洋君) 耕地林業課長、阿部博幸君。○耕地林業課長(阿部博幸君) 現年発生の林道の再質疑にお答えします。

年度内完成を目指したいとは存じますけども、やはり、いろんな工事が発注されると思いますので、 繰越しも踏まえた計画になると思っております。

以上でございます。

〇議長(安東正洋君) 大石忠昭君。

O16番(大石忠昭君) 次はね、もう一点だけ、あの香々地の戎子橋の復旧工事についてですね、入札をやると言うんだけども、何社ぐらいを指名に入れるのかね。それから工法について設計ができているのかね。設計 今度の場合は請負費だけになっているんですよ。設計費用もないんだけど、設計なんかないということなのかね。

私も文化財に対しては関心が高いほうだと思うんですけども、文化財というのは復旧となればね、あるものをまた使って復旧したらと思うんだけども、見ましたら、今、落ちているのは、太鼓の部分が残っているから、太鼓の部分はほとんどあたる必要がないと思うんですよ。南側の分だけ上側の石垣が崩れとるわけやね。石の個数については、私、何ぼでも写真持っているからあるんですけども、これが全部下に落ちているわけです。

この普通復旧工事いうたら、これを引き上げて前のとおりに、写真のとおり持っていけばね、元のとおりになると思うんだけども、そういう方法じゃなくて、今度は新しい石というけどね、それはなぜ新しい石なのかというのはちょっと分からないんですけども、その辺どうなのか、なるべく復旧保存のためにはですね、そういう古い石がいいんじゃないかというのが私の意見。

安けりゃ安いほどいいというんじゃないけども、 それは業者に対してもちゃんともうけを保証せない かんと思いますけどね。どれくらいの業者で入札し て、入札結果で今の1,000万円以内に下がると思うん だけど、その辺どう見たらいいんでしょうかね。

○議長(安東正洋君) 文化財室長、河野典之君。○文化財室長(河野典之君) 大石議員の再質疑についてお答えいたします。

まず、石橋の積算についてですが、今回専門業者 に見積書を頂いておりまして、特に設計等はなって おりません。

ただ、今回、熊野磨崖仏や潮観橋の石塔等の修理等の実績のある業者に見積り等をいただいております。それと、今回の予算計上に際しましては、流出した石材を再利用することも検討いたしましたが、同質の石材等を他で調達し使用するほうが経費の削減となるということでございますので、そのように検討させていただいております。

以上でございます。

〇議長(安東正洋君) 大石忠昭君。

O16番(大石忠昭君) もう時間がないからね。もうこれ以上は言いませんので、今いろいろ指摘しておりますけど、また答えられるものは答えてもらいたいということを要望しておきます。

次は、第58号議案、長崎鼻デジタルアートギャラリーの指定管理の議案が出されておりますが、前回指定管理したときにはたしか管理料はなかったんじゃないかと思うんですけども、今回は400万円というふうに聞いておるんですけどね。その辺、前回との違いですね、何で、今度のいわゆる指定管理についてどういう点で違うのかを説明してもらえませんか。

〇議長(安東正洋君) 市参事兼商工観光課長、河 野真一君。

○市参事兼商工観光課長(河野真一君) それでは、 第58号議案、豊後高田市長崎鼻デジタルアートギャ ラリーの指定管理者の指定についてのご質疑にお答 えいたします。

長崎鼻デジタルアートギャラリー、不均質な自然 と人の美術館は、国の地方創生交付金を活用し整備 したもので、令和2年8月にオープンいたしました。

当初は入館料収入で運営費を賄う計画だったことから指定管理料はゼロ円で観光まちづくり株式会社が指定管理者として運営してきましたが、コロナ禍とも重なりオープン当初から入館者数は低迷した状況が続いております。

これまで入館者増対策として、長崎鼻キャンプ場の宿泊者への割引券の発行やチームラボギャラリーと組み合わせた3館共通券の販売など、回遊性向上や入館者増を図るための工夫を行ってまいりました

が、なかなか売上増には結びつかず、まちづくり会 社が赤字を補填しながら運営している状況でござい ます。

このため、来年度から指定管理料として年間400万円を予算計上する予定でございまして、指定期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間となっております。

長崎鼻デジタルアートギャラリーは令和4年の第25回文化庁メディア芸術祭において展示作品の一つ、太陽と月の部屋がアート部門で大賞を受賞するなど最新のデジタル美術を使って長崎鼻の自然を表現した展示作品は、クオリティーが高く専門家の評価も高いものがございます。

来年度は国東市と連携して、長崎鼻をはじめ、両市に点在しております現代アート作品を活用した国東半島芸術文化祭2025を開催する予定となっておりますので、誘客増に結びつけたいと思っております。

また現在、花畑の丘のほうで新たなコテージ群の 整備を進めておりまして、施設整備との相乗効果に よる入館客売上げ増も併せて目指してまいりたいと 思っております。

以上でございます。

〇議長(安東正洋君) 大石忠昭君。

O16番(大石忠昭君) もう時間がないので再質疑しません。

次は、第59号議案の真玉海岸観光交流拠点施設の 指定管理についてであります。

これについてもですね、指定業務の内容など前回 と比べて変化がある問題があったら、ちょっと説明 してもらうと。

管理料については、指定管理料は同じですわね。 それ簡単に、時間がありませんので簡単に答弁して ください。

〇議長(安東正洋君) 市参事兼商工観光課長、河 野真一君。

**〇市参事兼商工観光課長(河野真一君)** それでは、 第59号議案、豊後高田市真玉海岸観光交流拠点施設 の指定管理者の指定についてのご質疑にお答えいた します。

国の登録記念物にも登録されております、絶景スポットの真玉海岸を1年中快適に楽しめるようにと、国の地方創生交付金を活用して整備した真玉海岸観光交流拠点施設、通称、真玉海岸恋叶♡ゆうひテラスの指定管理者として、これまでと同様に交流棟の1階の飲食店部分を除く施設の維持管理、内訳として

は交流棟2階多目的室及び艇庫の利用許可等に関する維持管理業務を指定管理料年間50万円で豊後高田市観光まちづくり株式会社を指定するものでございます。

指定管理料は変化はございません。

指定管理期間は令和7年4月1日から令和10年3 月31日までの3年間となっております。

以上でございます。

〇議長(安東正洋君) 大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) 再質疑簡単ですけれども、建物の2階が多目的交流室になっていますわね、この分は、条例で利用料を徴収するようになっているのですけれども、そういうものの収入が今度は全部指定管理者のものになっておるんだけどね。これが年間でですね、年間でもいい開館以後でもいいですけれども、どれくらいな使用願があって使用しておって、料金が何件で、幾らくらい徴収されて、その施設のもの──管理者のものになっておるのか説明してもらえませんか。

〇議長(安東正洋君) 市参事兼商工観光課長、河 野真一君。

**〇市参事兼商工観光課長(河野真一君)** それでは、 真玉海岸観光交流拠点施設についての再質疑にお答 えいたします。

質疑がありました 2階の多目的室とシャワー室等の利用についてでございますが、昨年度、令和5年度の実績を申し上げますと、多目的室を予約して有料で使われた方、利用者人数で言いますと681人。そして利用料収入が4万8,390円となっております。

これはですね、公共的利用、公共的団体が使ったりとか、会議で使ったりとか、そういう利用も結構多くございまして、そういう場合は利用料を取っておりません。一般的な通常利用のみ利用料を取っておりますので、利用料はあまり多くないという状況でございます。

シャワー料金ですが、年間でちょっとこれはあの (○16番(大石忠昭君) シャワー室聞いていない) 利用料ですね、年間全部合わせましていろいろ合わ せますと、昨年度の実績で12万6,870円となっており ます。

これはですね、最初の計画では貸し倉庫、あそこはいろいろマリンスポーツで使われていましたので、貸し倉庫とか、シャワ一室の売上げがかなりあるというふうに見込んでいたんですけれども、漁協との話合いの中で基本的にマリンスポーツが今あまり使

えないという状況でございまして、貝掘り客の減少 も、貝掘り禁止になっていますのでその関係で、思っ たより利用料収入が当初の予定より大分低いという 状況でございます。

〇議長(安東正洋君) 大石忠昭君。

**○16番(大石忠昭君)** 後は、第61号議案の会計年 度任用職員の条例改定について 2 点質疑をいたしま す。

総務課長、本当に簡単でいいんですけれども、1つの問題は期末手当の額の改定なんですけども、これは常勤職員と同じ額の改定でね、その点は評価するんですけれども、常勤職員については、今年度一一今回議決すれば、今年度分から適用されるんだけれども、会計年度任用職員は来年からと、これを国の通達どおりに今年度から適用できないかという質疑ね。

2つ目の問題は、勤勉手当を支給する、これ大分 県の中で4市だけがまだはっきりしていなかったん だけど、これも来年度からやると新年度からやると いうことなんですけれども、これについてもですね、 今年からやることにすれば今度の条例改定でもやれ ますわね、それがなぜできないのかね。これは常勤 職員と同じ条例改定案ではなっております。その辺 は評価いたします。それ簡単に答えてください。

〇議長(安東正洋君) 市参事兼総務課長、飯沼憲 一君。

○市参事兼総務課長(飯沼憲一君) 1点目、2点目ともに遡及しないのか、6年度から適用しないのかという同じような趣旨と思いまして、併せて答弁をいたしたいと思います。

なかなか諸事情がございまして、遡及はなかなか 難しい事情があると考えております。そのため、全 国的には半分ぐらいですかね、約半分がまだできて おりませんし、大分県の中見ても、1市だけと率に すれば7%ということになりますけれども、そういっ た事情がどこもあるからだろうというふうに思って おります。ということでうちは今回も遡及せず来年 からの適用というふうに考えております。

以上であります。

〇議長(安東正洋君) 大石忠昭君。

**○16番(大石忠昭君)** あと14分ありますので、今 の問題は私、総務委員でありますので総務委員会に 付託されますからね。ここは時間をかけてまた議論 をしたいと思います。

次は、第6号報告、これは一般会計補正予算のも

う既に市長が専決処分をして、実行されている報告 内容についてであります。

この点について4項目の質疑なんですけれども、 最初の災害被災者住宅再建支援事業についてであり ます。

これもさきの9月議会でね、補正予算で500万円提案されましてね。これもやっぱり市長がなるべく早く皆さんに支援金を支給しようということで、初日に審議して議決するという措置を取ったことも私は当時も評価いたしました。その時に私もまた今後災害状況次第ではこの500万円じゃなくて、まだまだ被害者があるとか、明らかになった場合は、補正予算でもやるべきだということで専決処分でやったこともその点では評価しております。

よってですね、ちょっと私が分からないのはです ね。これはもう大分県の制度でこの事業の事業費の 半額は大分県が負担することになってますわね。前 からある事業なんですけども。よその市ではね、市 報とかホームページでこの事業のいわゆるこういう 事業についてこれだけの支援金ですよというのが公 表されてるんです。高田の場合、私が知らないほう がおかしいんかね。ちょっと私が見た覚えがないん ですけどね。

だから、ここで質疑せんといかんわけやけど。今回の補正を追加した分についてね、中身についてどういうことか説明してもらって、全体的には見ましたらね、今までの話では被災被害が起こってから何日以内に申請するとかあるじゃないですか。大きい事業については3年ほど先まで3年遡っても申請できるようになってるけどね。その辺ちょっと市民に分かるように、まだ今からでも申請できて対象者があればね、対象する方があって、申請したら支給できるならば、それもちょっと説明してもらいたいから、ちょっと分かるように、簡単に、時間配分ちょっと考慮してもらいたい。全部終わりたいと思いますのでね、いいですかね。これは全部最後まで行かにやいかんね。

〇議長(安東正洋君) 市参事兼……。

O16番(大石忠昭君) ちょっと待って、私が続けて4項目質疑全部先にしましてね、時間配分して答弁してもらいたいと思うんですが、環境衛生費につきましてもね、これも私は、環境課長がね、やっぱりこういう形で専決処分をやって実行したということは評価いたします。

今後またこういう災害が起こらなければいいんで

すけども、今の情勢ですからね、また来年どうなる か分かりませんので、市民に分かるように、こうい う場合については、災害ごみについては、市の責任 で運搬処理するんですよということも、簡単にです ね、分かるように説明してもらいたい。

それから、現年度3番目の問題で、農林水産施設の単独災害復旧事業費についてです。

これは――ちょっと待ってくださいね。これがいわゆる補助金の分かね、補助金の分はどこかね、4番が補助金の分かね、ちょっと待って資料がいっぱいあるものやきね。3番が、3番の中の40万円以下の補助金の問題でしょ。3番違うんかね。そこを質問したいんだけど、そこが専決処分でないんかね、補助金のところ専決処分でしよ。それが今の私の言う質問の3番じゃないんかね、いいでしょ、3番でいいですね。

そのことにもう時間がないからやりたいんですけども、これは、13万円以上40万円未満の小規模災害に対する地権者が工事をすれば、そのうちの15%を補助するという予算になってますわね。

この問題は、もう佐々木市長聞いてもらいたいんですよ。大事な問題だから、いいですかね。これは、大分県の18市町村でこういう問題、いわゆる14市がいいですね、14市の中でこういう事業をやられてないのが豊後高田市と国東市と豊後大野市の3市だったんですよ。これも私が5年前に問題にしましてね。これはちょっと時間がかかって2年後にやっとできたんですけども、その時に条例で同じように15%負担の条例になってるんですけども、今度の場合、補助金になってまして、補助金要綱をもらいまして、その意味分かったんです。

市民に分かるように、条例は議会で議決したこと、 補助金要綱は議会の議決はないんですけども、実際 に今回条例改定してから実施するのは今回初めてな んですよね。今まで実際に小災害復旧工事がなかっ たんですよ。しかし、今度は補助金制度になりまし たんでね、そういうのは農家にとってはどう有利な のかということの説明をしてください。

それから、もう後の時間がないから、もうそれだけで、あと一番最後の分はもう取り下げます。いいですか。

**〇議長(安東正洋君**) 市参事兼社会福祉課長、田 染定利君。

〇市参事兼社会福祉課長(田染定利君) それでは、 災害被災者住宅再建資金についてのご質疑にお答え をいたします。

今回の専決理由といたしましては、先ほど議員のほうからございましたとおり、去る8月29日に発生した台風10号により被災した住宅に対して、早期の生活再建を目的としていることから、市内の被害状況の全容も把握が困難な状況ではございましたけれども、何よりも迅速な支援が必要と考え、発生から6日後の本年第3回定例会初日において、その時点で把握している被災状況を基に補正予算500万円を先議いただいたところでございまして、いち早い支給に努めてまいりました。

しかしながら、被害状況の確認が進む中で、当初の想定をはるかに上回る被害が明らかとなり、議決いただいた予算にも不足が生じたため、2度にわたり予備費からの充用で対応してまいりましたが、予備費にも限りがございましたことから、改めて10月9日、1,003万7,000円を追加補正予算として専決処分をさせていただいたところでございます。

本制度の周知についてでございますけれども、今回、市報10月号で2ページにわたりまして掲載をさせていただいております。全市民に対してはそういった形で、それから併せて――失礼しました、ホームページそれからケーブルテレビなどでも発信をさせていただいたところでございます。

それから、実際に被害に遭われた方につきましてはですね、本制度においては罹災証明を必要としておりますので、これら税務課と連携をいたしまして、罹災証明送付時に申請書、それから記載要領などを含めたお知らせを同封をさせていただいて周知に努めたところでございます。

それから、本制度には基礎支援金と加算支援金というものがございますが、加算支援金、例えば家を 建て直すもしくは修理をする、民間住宅等へ移る場合など、加算金が受給できるものでございます。

こういったものについては、基礎支援金の支給決定書を送付時に同封をさせていただいたところでございます。現時点、11月末時点でですね、罹災証明を受け取りになられた対象になる22世帯については、全てこちらのほうからご案内をさせていただいております。

次にですね、支援金の概要でございます。

先ほど申し上げました罹災証明の中で、床上浸水、 半壊、全壊というような被害が確認ができましたも のについて、基礎支援金といたしまして、複数世帯 で床上浸水の場合5万円、半壊の場合50万円、全壊 の場合100万円、単身世帯の場合で、床上浸水の場合 3万7,000円、それから半壊の場合37万5,000円、全 壊の場合75万円が基礎支給支援金として支給をされ るものでございます。

加えてですね、加算支援金、先ほど申し上げました建て替えでありますとか修理、それから民間住宅等への住み替え等をですね、行った場合に、複数世帯で住み替え――アパートなどの賃貸の場合ですね、半壊の場合で50万円、それから修理の場合、半壊で80万円、新たに建設もしくは購入する場合ですと、半壊の場合で100万円、同じく全壊の場合で賃貸が50万円、修理が100万円、それから建設購入で200万円となっております。合わせて、単身者世帯におきましては、賃貸の場合で半壊で37万5,000円、同じく全壊でも37万5,000円でございます。それから、補修に係る部分につきましては、半壊で60万円、全壊で75万円、建設購入に当たりましては、半壊で75万円、全壊で150万円となっております。

支援金のですね、申込みの期間といたしましては、 災害発生から基礎支給支援金については13か月以内、 それから加算支援金については、これは、建て替え 等の準備によってですね、契約等の期間が必要になっ てまいりますので、発生から37月ということになっ ております。

以上でございます。

**〇16番(大石忠昭君)** 議長、もう一つ答弁が残っていますが、それをもう省略してもらって、もう一回再質疑だけさせてください。いいですね。

○議長(安東正洋君) あとの答弁いらんですか。

O16番(大石忠昭君) いらない。

〇議長(安東正洋君) はい、それじゃどうぞ。 大石忠昭君。

O16番(大石忠昭君) いいですか、小規模災害の 補助金問題、もう答弁がないから今から言う分だけ 答えてください。いいですか、いいからもう時間が ないからね。今からの答弁、今から再質疑じゃなく て、もう一回言うなら最初の質疑でもいいからその 分だけね。

小規模災害については、40万円以下についてがなるんですけども、39万円の時の受益者負担と40万円の補助金のある災害工事では大きな差ですわね。40万円以上だったら、たしか2,000円くらいの(聞き取れず)になりますし、39万円になった時には何万円となりますわね。

それで大分県調べてみましたら、市長ね、今から

ここだけ答弁してほしいんですよ。私の調査ではですね、中津、津久見、由布、杵築などではね、いわゆる激甚地災害に指定された場合については、これがあまりにも差が、40万円以上と40万円以下では差が大き過ぎると、地元負担がね。それで15%じゃなくて、激甚自治体の時の40万円未満についてはね、10%にするちなったんですよ。

10%にしても、それは起債が利きますから、市の 負担は大したことないということでね、これ今、即 答できんでもこの問題、10%に引き下げるという検 討できませんか。

以上です。

〇議長(安東正洋君) 執行部に申し上げます。時間が来ております。よって、簡単な答弁でお願いします。

耕地林業課長、阿部博幸君。

○耕地林業課長(阿部博幸君) 答弁いたします。 今の時点での負担率の引下げというのは考えておりません。

以上でございます。(○16番(大石忠昭君) 検討 できないかちいうことを訴えている。市長に答えさ せてもらえませんか)

**○議長(安東正洋君)** もう時間が来ましたので、 後日お願いいたします。

O16番(大石忠昭君) 終わります。

○議長(安東正洋君) これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております第50号議案から第65号議案まで及び第6号報告については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。 次の本会議は、明日午前10時に再開し、一般質問 を行います。

本日はこれにて散会いたします。 午前11時26分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 安東正洋

## 12月9日

豊後高田市議会議員 於久弘治

豊後高田市議会議員 中尾 勉